

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

下市町長 仲嶋 久雄

市町村名 (市町村コード)	下市町 (29443)	
地域名 (地域内農業集落名)	梨子堂地区 (梨子堂集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月2日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進んでおり、現状維持や規模縮小を考えている農家が多く、遊休農地の更なる増加が懸念される。 周囲が山林で囲まれているため、野生動物による被害が増え対策が必要になっている。 集落全体が傾斜地に位置しており平地の畑に比べ作業負担が大きく、省力機械の導入が難しい。 【地域の基礎的データ】 農業者：25 人（うち 50 歳代以下 2 人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）0 経営体 主な作物：柿・梅・サクランボ・高野槇
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払交付金に引き続き取り組み、遊休農地の発生防止に努める。 集落外からの担い手や入作の受け入れを積極的に行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.0306 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.0306 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

中山間地域等直接支払交付金の対象農用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 集落外からの担い手や入作希望者に集積・集約化をすすめる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用した農地集積を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。
(４) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地中間管理機構を活用し集落外からの担い手や入作希望者の呼び込みを行う。
(５) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
出荷の際は、選果場等を活用し共同出荷を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ・シカの被害が深刻なため有害鳥獣対策を実施する必要がある。 ⑤果樹の放任園は有害鳥獣や病虫害被害の発生源になることから、耕作放棄地にならないように管理体制を構築する。 ⑦中山間地域等直接支払交付金の対象農用地については継続的に耕作を行い、耕作が難しくなった場合でも、保全管理を徹底する。									